

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に
係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、7月以降昨日までに、120例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認されるなど、感染拡大への警戒が必要な状況は続いており、県民の皆様には、引き続き「3つの密」を避ける取組、全国規模のイベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに取り組んでいただく必要があります。

このため、皆様には、令和2年9月19日から令和2年9月30日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。

(2) 宴会・飲み会などでの留意事項

- ・全国的に飲食店等での感染拡大事例が続いていることから、以下のことに注意してください。
 - ①なるべく少人数にしましょう。
 - ②人との距離を保つか、並んで座るようにしましょう。
 - ③大声を出さないようにしましょう。
 - ④お酒は控えめにしましょう。
 - ⑤接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意しましょう。

(3) ご高齢の方とご家族などへのお願い

- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。

- ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などでの行動は、特に慎重にお願いします。

(4) 県外への移動及び観光についてのお願い

- ・観光は、県内や近隣県から楽しみましょう。
- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことのおお願い

- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

2 事業者の皆様へのお願い（別紙）

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・特に、接待を伴う飲食店については、ガイドラインを遵守するよう強くお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗においては、高齢者と若い世代の接触を避けるため、可能な限り、高齢者優先時間帯を設定していただくなどの取組をお願いします。
- ・利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いいたします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。
- ・全国規模のイベント等については、開催を自粛するようお願いいたします。
- ・原則として、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするよ

うお願いします。

- ・ 収容定員に対する参加人数の割合が半分程度を超えて開催する場合は、県に事前相談いただくようお願いします。なお、参加人数が1,000人を超えるようなイベント等についても、引き続き、県に事前相談をするようお願いします。
- ・ 地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催するようお願いします。
- ・ 開催に当たっては、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・ 入場者の整理（入場前の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）確保）
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・ 施設内の換気（概ね30分ごとの窓の開閉など）
- ・ 利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などによる利用者の連絡先の把握

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や従事者）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、スーパーマーケット等の店舗に求める対策

- ・ 食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗において、高齢者と若い世代の接触を避けるため、できる限り高齢者優先時間帯を設定

(参考)

令和2(2020)年9月14日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1m以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

(2) 全国規模のもの又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 流行地(新規感染者が急増している地域)において実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
- ・ 開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底すること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるものや医療・福祉関係者等が集まるものについては、感染防止策を徹底すること
- ・ 地域での行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催すること
- ・ 参加者名簿の作成やアプリ(もしサポ岡山)の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うこと

※ この方針については、9月末までのイベント等を想定しており、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。